

議案第93号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の事務に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係の手数料 別表第10

第2条第2項中「又は第9号」を「、第9号又は第10号」に、「別表第10」を「別表第11」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）

別表第1 42の3の項の次に次のように加える。

42の4 施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物の移転に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物の移転の特例認定申請手数料	27,000円
--	--------------------	---------

別表第5 1の項金額の欄中「一戸建て」を「新築の一戸建て」に、「共同住宅等」を「新築の共同住宅等」に改め、第2号の次に次のように加える。

- (3) 既存の一戸建ての住宅の場合
89,000円（事前審査済計画については、11,000円）
- (4) 既存の共同住宅等の場合
次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を認定申請対象住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
 - ア 500平方メートル以内のもの 210,000円（事前審査済計画については、23,000円）
 - イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 337,000円（事前審査済計画については、42,000円）
 - ウ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 666,000円（事前審査済計画については、60,000円）
 - エ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1,193,000円（事前審査済計画については、113,000円）
 - オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 2,052,000円（事前審査済計画については、196,000円）
 - カ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 3,797,000円（事前審査済計画については、323,000円）
 - キ 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 5,425,000円（事前審査済計画については、397,000円）
 - ク 30,000平方メートルを超えるもの 6,646,000円（事前審査済計画については、424,000円）

別表第5 2の項金額の欄中「一戸建て」を「新築の一戸建て」に、「共同住宅等」を「新築の共同住宅等」に改め、第2号の次に次のように加える。

- (3) 既存の一戸建ての住宅の場合
1の項(3)に規定する手数料の金額の2分の1に相当する金額
- (4) 既存の共同住宅等の場合
建築物の計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）の区分に応じ、それぞれ1の項(4)アからクまでに定める金額を変更認定申請対象住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

別表第7 1の項金額の欄第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同欄第2号中「）及び」を「）又は」に改め、同表2の項金額の欄第2号中「及び」を「又は」に改める。

別表第10を別表第11とし、別表第9の次に次の1表を加える。

別表第10

事 務	名 称	金 額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	エネルギー消費性能の向上のための建築物に関する認定申請手数料	<p>(1) 一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この表において同じ。）を対象とする認定の場合</p> <p>次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 200平方メートル未満のもの 45,000円（法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受け、又は同法による設計住宅性能評価書を添付して申請された建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「事前審査済計画」という。）については、6,000円）</p> <p>イ 200平方メートル以上のもの 50,000円（事前審査済計画については、6,000円）</p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。）又は複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住戸の部分を対象とする認定の場合</p> <p>次に掲げる認定に係る住戸の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 90,000円（事前審査済計画については、12,000円）</p> <p>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 151,000円（事前審査済計</p>

画については、26,000円)

ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 258,000円(事前審査済計画については、59,000円)

エ 5,000平方メートル以上のもの 371,000円(事前審査済計画については、106,000円)

(3) 共同住宅等の建築物の全体を対象とする認定の場合(当該認定と併せて住戸の部分を対象とする認定の場合を含む。)

(2)アからエまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額

(4) 非住宅部分を有する建築物の当該非住宅部分を対象とする認定の場合(非住宅部分のみを有する建築物(以下「非住宅建築物」という。)の全体を対象とする認定の場合を含む。)

次に掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 300平方メートル未満のもの 300,000円(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この表において「第8条モデル建物法」という。)を用いた計画については114,000円,事前審査済計画については12,000円)

イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円(第8条モデル建物法を用いた計画については192,000円,事前審査済計画については35,000円)

ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円(第8条モデル建物法を用いた計画については311,000円,事前審査済計画については106,000円)

エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円(第8条モデ

		<p>ル建物法を用いた計画については407,000円, 事前審査済計画については167,000円)</p> <p>オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円 (第8条モデル建物法を用いた計画については489,000円, 事前審査済計画については212,000円)</p> <p>カ 25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円 (第8条モデル建物法を用いた計画については574,000円, 事前審査済計画については265,000円)</p> <p>(5) 複合建築物の住戸の部分及び非住宅部分を対象とする認定の場合</p> <p>(2)アからエまでに掲げる認定に係る住戸の部分の床面積の合計の区分に応じ, それぞれに定める金額と(4)アからカまでに掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ, それぞれに定める金額との合計額</p> <p>(6) 複合建築物の全体を対象とする認定の場合 (当該認定と併せて住戸の部分又は非住宅部分を対象とする認定の場合を含む。)</p> <p>(2)アからエまでに掲げる認定に係る住戸の部分及び住宅の共用部分 (以下「住宅部分」という。)の床面積の合計の区分に応じ, それぞれに定める金額と(4)アからカまでに掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ, それぞれに定める金額との合計額</p>
<p>2 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>エネルギー消費性能の向上のための建築物に関する変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅を対象とする変更の認定の場合</p> <p>1の項(1)ア及びイに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれに定める金額の2分の1の金額</p> <p>(2) 共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分を対象とする変更の認定の場合</p> <p>1の項(2)アからエまでに掲げる変更の認定に係る住戸の部分の床面積の合計の区分に応じ, それぞれに定める金額の2分の1の金額</p>

		<p>(3) 共同住宅等の建築物の全体を対象とする変更の認定の場合（当該認定と併せて住戸の部分を対象とする変更の認定の場合を含む。）</p> <p>1の項(2)アからエまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p> <p>(4) 非住宅部分を有する建築物の当該非住宅部分を対象とする変更の認定の場合（非住宅建築物の全体を対象とする変更の認定の場合を含む。）</p> <p>1の項(4)アからカまでに掲げる変更の認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p> <p>(5) 複合建築物の住戸の部分及び非住宅部分を対象とする変更の認定の場合</p> <p>1の項(2)アからエまでに掲げる変更の認定に係る住戸の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額と同項(4)アからカまでに掲げる変更の認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額との合計額</p> <p>(6) 複合建築物の全体を対象とする変更の認定の場合（当該認定と併せて住戸の部分又は非住宅部分を対象とする変更の認定の場合を含む。）</p> <p>1の項(2)アからエまでに掲げる変更の認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額と同項(4)アからカまでに掲げる変更の認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額との合計額</p>
<p>3 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅を対象とする認定の場合次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア イ(ア)からウ)までのいずれにも該当しない建築物を対象とする認定の場合</p>

する審査

次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 200平方メートル未満のもの
45,000円（省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下この項において「仕様基準」という。）を用いたときは、22,000円）

(イ) 200平方メートル以上のもの
50,000円（仕様基準を用いたときは、24,000円）

イ 次のいずれかに該当する建築物（(イ)及び(ウ)に掲げる建築物にあっては、工事が完了したときから認定の申請をするときまでの間に当該建築物に変更がないものに限る。以下「適合証等付建築物」という。）を対象とする認定の場合
6,000円

(ア) 法第2条第3号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関による審査を受けたもの

(イ) 法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受け、かつ、建築基準法による検査済証を添付して申請されたもの

(ウ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律による建設住宅性能評価書を添付して申請されたもの

(2) 共同住宅等の建築物の全体を対象とする認定の場合

次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 300平方メートル未満のもの 90,000円（仕様基準を用いたときは43,000円、適合証等付建築物であるときは12,000円）

イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 151,000円（仕様基準を用

いたときは75,000円，適合証等付建築物であるときは26,000円)

ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 258,000円(仕様基準を用いたときは136,000円，適合証等付建築物であるときは59,000円)

エ 5,000平方メートル以上のもの 371,000円(仕様基準を用いたときは205,000円，適合証等付建築物であるときは106,000円)

(3) 非住宅部分を有する建築物の全体を対象とする認定の場合(非住宅建築物の全体を対象とする認定の場合を含む。)

(2)アからエまでに掲げる認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれに定める金額と次に掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額との合計額

ア 300平方メートル未満のもの 300,000円(省令第1条第1項第1号ロに規定する基準(以下「第1条モデル建物法」という。)を用いたときは114,000円，適合証等付建築物であるときは12,000円)

イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円(第1条モデル建物法を用いたときは192,000円，適合証等付建築物であるときは35,000円)

ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円(第1条モデル建物法を用いたときは311,000円，適合証等付建築物であるときは106,000円)

エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円(第1条モデル建物法を用いたときは407,000円，適合証等付建築物であるときは167,000円)

オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円(第1条モデル建物法を用いたときは489,000円，適合証等付建築物であるときは212,000円)

		カ 25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円（第1条モデル建物法を用いたときは574,000円，適合証等付建築物であるときは265,000円）
--	--	--

備考

- 1 法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合の手数料の金額は，この表に規定する手数料の金額に，当該申出に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ別表第1 1の項に規定する手数料の金額，同表2の項に規定する手数料の金額及び同表3の項に規定する手数料の金額を加えて得た金額とする。
- 2 3の項(2)及び(3)に掲げる建築物の全ての住戸について仕様基準を用いた場合は，認定に係る住宅の共用部分は仕様基準を用いたものとみなす。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。ただし，別表第1及び別表第7の改正規定は，公布の日から施行する。